

教育勅語

(現代かなづかいによる読み方)

朕ちん惟おもうに 我わが皇祖こうそ皇宗こうそう 国くにを肇はじむること
宏遠こうえんに 徳とくを樹たつること深厚しんこうなり 我わが臣民しんみん
克よく忠ちゆうに克よく孝こうに 億兆おくちゆう心を一いつにして 世世よよ
厥その美びを濟なせるは 此これれ我わが国体こくたいの精華せいかに
して 教育きやういくの淵源えんげん亦また實じつに此ここに存ぞんず
爾なん臣民じしん 父母ふぼに孝こうに兄弟けいていに友ゆうに 夫婦ふうふ相和あいわし
朋友ほうゆう相信あいしんじ 恭儉きやうけん己おのれを持じし博愛はくあい衆しゆうに及およぼし
学がくを修おさめ業ぎやうを習ならい 以もつて智能ちのうを啓けい発はつし徳器とつきを
成就じやうじゆし 進すすんで公益こうえきを広ひろめ世務せいむを開ひらき 常つねに
国憲こつけんを重おもじ国法こくほうに遵したがい 一旦いつたん緩急かんきゆうあれば義勇ぎゆう
公こうに奉ほうじ 以もつて天壤てんじやう無窮むきゆうの皇運こううんを扶翼ふよくすべし
是かくの如ごときは 独ひとり朕ちんが忠良ちゆうりやうの臣民しんみんたるのみ
ならず 又またもつて爾祖なんじ先せんの遺風いふうを顕彰けんしやうするに
足たらん
斯この道みちは 實じつに我わが皇祖こうそ皇宗こうそうの遺訓いくんにして
子孫しそん臣民しんみんの俱ともに遵守じゆんしゆすべき所ところ 之これを古今ここんに
通つうじて謬あやまらず 之これを中外ちゆうがいに施ほどこして悖もとらず
朕爾ちんなん臣民じしんと俱ともに 拳拳けんけん服膺ふくようして 咸みな其徳そのとくを
一いつにせんことを庶幾しよげう

明治二十三年十月三十日

御名 御璽